

議会運営委員会次第

平成25年11月26日(火)

午前10時～

第3・4委員会室

開会【10:00】

- 1 前回会議内容の承認について【10:05～10:10】
- 2 平成25年第4回定例会の運営について【10:10～11:20】
 - (1) 会期の決定について
 - (2) 議案の取り扱いについて
 - (3) 電子採決に関する留意事項について
 - (4) 議事日程表について
 - (5) 一般質問通告書について
 - (6) 請願・陳情について
 - (7) 意見書の取り扱いについて
- 3 その他【11:20～11:30】
 - (1) 議会視察の対応について
 - (2) 流山市議会議員研修会について
 - (3) その他

閉会【11:30】

①議題（3件）

- ①前回会議内容の承認について
- ②平成25年第3回定例会の運営について
- ③その他

①前回会議内容の承認について

●平成25年9月13日会議内容の了承案件

- 1 前回会議内容の承認について
- 2 平成25年第3回定例会の運営について
 - (1) 追加議案について
 - (2) 議事日程について
 - (3) 教育委員会委員の任命について
 - (4) 電子採決に関する留意事項について
 - (5) 決算審査特別委員会の設置について
 - (6) 各常任委員会及び市民総合体育館建設に関する特別委員会の開催日程について
 - (7) 意見書の取り扱いについて
- 3 その他
 - (1) 議会視察の対応について
 - (2) その他
 - ア 消費税増税に伴う追加議案の件

◎前回会議内容はすべて了承された。

②平成25年第3回定例会の運営について

●主な議題7件

(1) 追加議案について、(2) 議事日程について、(3) 電子採決に関する留意事項について、(4) 陳情の採決方法について、(5) 陳情第15号の継続審査の許可について、(6) 人権擁護委員の選任について、(7) 意見書の取り扱いについて

(1) 追加議案について

議案2件

議案第87号「平成25年度流山市一般会計補正予算(第5号)」

議案第88号「人権擁護委員の選任について」

追加上程及び開会時間午前10時など当日の流れの了承

(2) 議事日程について

議事日程表の了承

(3) 電子採決に関する留意事項について

携帯端末機の準備等の了承

(4) 陳情の採決方法について

陳情2件の採決方法の了承

(5) 陳情第15号の継続審査の許可について

陳情第15号の採決方法の了承

委員会審査において継続審査となったことから採決は継続審査の許可について諮るものとなる。

討論通告についても継続審査とすることについての可否についてのもものとなる。

(6) 人権擁護委員の選任について

本会議最終日に市長からの追加提案の了承
採決方法の了承

市長からの提案理由説明 ⇒ 正規の手続きを省略し、電子採決システムによりただちに採決（議会先例19、20）

(7) 意見書の取り扱いについて

提出予定となる意見書：9件

各意見書の提出者と賛成者の確認 ⇒ すべて了承

- 発議第19号、「東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書について」（議会運営委員会全会一致案件）
提出者：根本守議会運営委員長

- 発議第20号、「地方税財源の充実確保」に関する意見書について」
提出者：中川弘議員、賛成者：流政会の坂巻忠志議員、公明党の秋間高義議員

- 発議第21号、「新流山橋の事業推進に関する意見書について」
提出者：中村彰男議員

- 発議第22号、「大規模地震等災害対策の促進を求める意見書について」
提出者：秋間高義議員

- 発議第23号、「シリアへの拙速な軍事介入の中止を求める意見書について」
提出者：小田桐仙議員

- 発議第24号、「高校授業料無償化の所得制限導入に反対する意見書について」
提出者：徳増記代子議員

- 発議第25号、「米軍 垂直離着陸 輸送機 オスプレイの飛行場配備拡大等に関する意見書について」
提出者：小田桐仙議員

- 発議第26号、「来年4月の消費税8%の中止を求める意見書について」
提出者：乾紳一郎議員

- 発議第27号、「流山市内の県立高校に早期のエアコン設置を求める意見書について」
提出者：植田和子議員

★以上の意見書については、本会議において、それぞれ提案理由の説明後、質疑を経て、委員会付託を省略し、討論、採決の流れとなることで了承

③その他

(1) 平成25年第4回定例会の会期日程について

平成25年第4回定例会の会期日程案の配布と内容説明 ⇒ 了承

(2) 平成26年度議会費予算要望について

各委員から提出された平成26年度議会費予算要望の配布

要望内容についての了承 ⇒ 議長に提出し、10月16日の正副委員長会議で協議されることについて了承

(3) 流山市議会議員研修会について

平成26年1月29日（水曜日）13時30分～15時30分 ⇒ 了承

講師：漆原智良氏、テーマ：「いじめ問題について」 ⇒ 了承

その他の研修について

市民クラブ提案

目黒公郎氏、「震災対策として自治体は何を準備すべきか」、

中山五輪男氏、「タブレット端末を使った世界が来つつある。その実例と展望と解説」、

日本共産党提案

大和田一紘氏、「議会の権能を高める上で、市財政をどう読みとくのか」

以上3件の提案があり ⇒ 両会派から1名の講師とし、漆原智良氏ほか2名の計3回実施することで決定。

協議結果

漆原智良氏、テーマ：「いじめ問題について」

目黒公郎氏、「震災対策として自治体は何を準備すべきか」⇒要日程調整

大和田一紘氏、「議会の権能を高める上で、市財政をどう読みとくのか」⇒要日程調整

【目黒氏、大和田氏のプロフィールを後日配布】

(4) 議会視察の対応について

前回の議会運営委員会での視察対応表配布後に、対応議員の変更があったことから変更後の対応表を配布 ⇒ 了承

(5) その他

●一部採択の運用について

会議規則等特に規定がない⇒流山市議会としての運用について協議する必要がある。円滑な議事運営を行う上で、議会先例や申し合わせなどにしっかりと位置づけ、例が生じた場合に備える必要がある。

あらかじめ正副委員長で協議し、正副委員長案を配布の上、以降の議会運営委員会で協議することです承。

平成25年流山市議会第4回定例会会期日程表（案）

別紙2

平成25年11月 日提出

月日	曜日	内 容	月日	曜日	内 容
11月28日	木	本会議午前10時開議 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 議案第89号から議案第117号まで 報告第21号から報告第22号まで （議案上程・提案理由説明及び報告） 4 議案第96号 （質疑・委員会付託） 5 議案第96号 （委員長報告・質疑・討論・採決） 6 休会の件	7日	土	休 会 （議案研究）
			8日	日	休 会 （議案研究）
			9日	月	休 会 （総務常任委員会）
			10日	火	休 会 （教育福祉常任委員会）
			11日	水	休 会 （市民経済常任委員会）
			12日	木	休 会 （都市建設常任委員会）
			13日	金	休 会（議員定数等に関する特別委員会、 市民総合体育館建設に関する特別委員会）
			14日	土	休 会 （総合調整）
			15日	日	休 会 （総合調整）
			16日	月	休 会 （総合調整）
			17日	火	休 会 （総合調整）
29日	金	休 会 （議案研究）	18日	水	本会議 午後1時開議 1 議案・請願・陳情 （委員長報告・質疑・討論・採決） 2 発議上程 （提案理由説明・質疑・討論・採決） 3 所管事務の継続調査の件
30日	土	休 会 （議案研究）			
12月1日	日	休 会 （議案研究）			
2日	月	休 会 （議案研究）			
3日	火	本会議午前10時開議 1 市政に関する一般質問			
4日	水	本会議午前10時開議 1 市政に関する一般質問			
5日	木	本会議午前10時開議 1 市政に関する一般質問			
6日	金	本会議午前10時開議 1 市政に関する一般質問 2 議案第89号から議案第95号、 議案第97号から議案第117号 （質疑・委員会付託） 3 請願・陳情の件 （委員会付託） 4 休会の件			

- 11月19日（火） 全議員に対する議案説明会、全員協議会【午後1時30分～】
- 11月21日（木） 平成25年第4回定例会招集告示
- 11月22日（金） 一般質問通告受付【午前8時30分～午後5時15分】
- 11月25日（月） 一般質問通告受付【午前8時30分～正午】
- 11月26日（火） 議会運営委員会【午前10時～】
- 12月6日（金） 議会運営委員会【午前9時～】
- 12月18日（水） 議会運営委員会【午前10時～】

平成 25 年流山市議会第 4 回定例会議案付託表

平成 25 年 11 月 28 日提出

付託委員会名	議案番号	件名
総務 委員会	議案第 96 号	工事請負契約の締結について（市民総合体育館建設工事）

平成 25 年流山市議会第 4 回定例会議案付託表

平成 25 年 1 2 月 日提出

付託委員会名	議案番号	件名
総 務 委 員 会	議案第 89 号	平成 25 年度流山市一般会計補正予算 (第 6 号)
	議案第 90 号	流山市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 91 号	流山市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 92 号	流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 93 号	流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 94 号	消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
	議案第 95 号	東葛中部地区総合開発事務組合の共同処理する事務を変更すること及び東葛中部地区総合開発事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
教 育 福 祉 委 員 会	議案第 98 号	平成 25 年度流山市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
	議案第 99 号	平成 25 年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

付託委員会名	議案番号	件名
教 育 福 祉 委 員 会	議案第100号	流山市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第101号	流山市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第102号	流山市柔道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第103号	指定管理者の指定について（流山市高齢者福祉センター森の倶楽部・流山市北部高齢者趣味の家・流山市東部高齢者趣味の家・流山市南部高齢者趣味の家）
	議案第104号	指定管理者の指定について（江戸川台第2学童クラブ・江戸川台第3学童クラブ）
	議案第105号	指定管理者の指定について（第2おおたかの森ルーム）
	議案第106号	指定管理者の指定等について（おおぞら学童）
	議案第107号	指定管理者の指定について（流山市体育施設）
	議案第108号	指定管理者の指定について（流山市北部公民館）
議案第109号	指定管理者の指定について（流山市東部公民館）	
市 民 経 済 委 員 会	議案第110号	平成25年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
都 市 建 設 委 員 会	議案第111号	平成25年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

付託委員会名	議案番号	件名
都 市 建 設 委 員 会	議案第112号	平成25年度流山市公共下水道特別会計補正予算(第2号)
	議案第113号	平成25年度流山市水道事業会計補正予算(第1号)
	議案第114号	流山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第115号	東武野田線運河駅自由通路の整備工事の施行の委託に関する協定の変更について
	議案第116号	市道路線の認定について
	議案第117号	市道路線の廃止について

平成25年流山市議会第4回定例会

委員会審査報告書
(11月28日先議案分)

平成25年11月28日

流山市議会議長 海老原 功一 様

総務委員長 松田 浩三

総務委員会審査報告書

平成25年流山市議会第4回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第96号	工事請負契約の締結について(市民総合体育館建設工事)		

平成25年流山市議会第4回定例会日程表（第1号）

平成25年11月28日

午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

- 第3 議案第89号 平成25年度流山市一般会計補正予算（第6号）
議案第90号 流山市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第91号 流山市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第92号 流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第93号 流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第94号 消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第95号 東葛中部地区総合開発事務組合の共同処理する事務を変更すること及び東葛中部地区総合開発事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
議案第96号 工事請負契約の締結について（市民総合体育館建設工事）
議案第97号 財産の取得の変更について（（仮称）鰯ヶ崎地区緑地用地）
議案第98号 平成25年度流山市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第99号 平成25年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 議案第100号 流山市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第101号 流山市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第102号 流山市柔道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第103号 指定管理者の指定について（流山市高齢者福祉センター森の倶楽部・流山市北部高齢者趣味の家・流山市東部高齢者趣味の家・流山市南部高齢者趣味の家）
- 議案第104号 指定管理者の指定について（江戸川台第2学童クラブ・江戸川台第3学童クラブ）
- 議案第105号 指定管理者の指定について（第2おおたかの森ルーム）
- 議案第106号 指定管理者の指定等について（おおぞら学童）
- 議案第107号 指定管理者の指定について（流山市体育施設）
- 議案第108号 指定管理者の指定について（流山市北部公民館）
- 議案第109号 指定管理者の指定について（流山市東部公民館）
- 議案第110号 平成25年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第111号 平成25年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第112号 平成25年度流山市公共下水道特別会計補正予算（第2号）
- 議案第113号 平成25年度流山市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第114号 流山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第115号 東武野田線運河駅自由通路の整備工事の施行の委託に関する協定の変更について
- 議案第116号 市道路線の認定について
- 議案第117号 市道路線の廃止について
（議案上程・提案理由説明）

報告第21号 専決処分の報告について
報告第22号 専決処分の報告について
(説明)

第4 議案第96号 工事請負契約の締結について（市民総合体育館建設
工事）
(質疑・委員会付託)

第5 議案第96号 工事請負契約の締結について（市民総合体育館建設
工事）
(委員長報告・質疑・討論・採決)

第6 休会の件

首都圏新都市鉄道つくばエクスプレスの東京駅延伸事業早期決定と
混雑緩和の早期実施を求める意見書

2005年8月に開業した首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス(以下、TXと称す)は、当初大きく懸念されていた乗客数であるが開業以来その実績は順調に推移し、2009年には東京駅延伸への一つの目安である1日平均乗客数が27万人を超えその後も順調に伸び昨年は30万人に達している。

が、その一方で車両の増備によるダイヤの見直しや一部の駅施設の改善などの対策が実施されているものの混雑はTXのセールスポイントである快適性・定時性が低下するなどの影響を生じ年々その度合いを深めている。

2007年3月の運輸政策審議会第18号答申フォローアップ調査においてTXの東京駅延伸が報告されるも、その計画具体化に向けた動きは見られない。さらに本年9月にもたらされた2020年東京オリンピック開催決定の報は当市にとっても朗報ではあるが、それに伴い構想のみで具体化していなかった羽田空港・東京・成田空港を結ぶ都心直結鉄道建設具体化の機運が高まり、その東京駅予定地が先のフォローアップ調査で報告されたTXの東京駅予定地と同じ場所に想定されていることからその如何によってはTXの東京駅延伸事業に極めて重大な影響を与えかねない状況となっている。

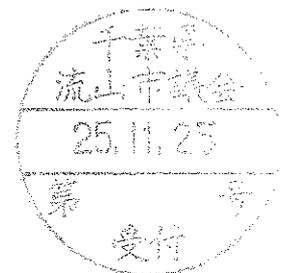
また、2008年にはTX開業当時から予定されていた混雑緩和の抜本策である8両編成化が決定されるもその後の具体的な全体計画は白紙の状態であり遅々として進んでいない状況である。

TXの東京駅延伸による利便性の向上と混雑緩和は、TX開業に合わせ街づくりを続けてきた沿線自治体の重要課題であり悲願でもある。よって、国においてはTXの東京駅延伸事業の早期決定と8両編成化による混雑緩和に向けた具体的諸施策の実施を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2013年 月 日

衆議院議長 伊吹 文明様
参議院議長 山崎 正昭様
内閣総理大臣 安倍 晋三様
国土交通大臣 太田 昭宏様



千葉県流山市議会

衆議院議長	伊吹	文明	殿
参議院議長	山崎	正昭	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
財務大臣	麻生	太郎	殿
総務大臣	新藤	義孝	殿

分科会

消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書（案）

厳しい財政状況の下、一層本格化する少子高齢社会にあって、社会保障の費用を安定的に確保し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を維持・強化していくために「社会保障と税の一体改革」関連 8 法案が昨年 8 月に成立しました。そして、安倍総理は法律通り明年 4 月 1 日から消費税を 5% から 8% へ引き上げる決断をしました。法律ではさらに平成 27 年 10 月には 10% へ引き上げられる予定となっております。

消費税の引上げは国民の暮らし、特に中堅・低所得者層の生活に大きく影響を与えることから、8% 引上げ段階では「簡素な給付措置」が実施されます。

しかし、これはあくまでも一時的な給付措置であり、抜本的かつ恒久的な対応が求められております。食料品など生活必需品に「軽減税率制度」の導入を図ることは、逆進性対策としても、国民の消費税に対する理解を得るためにも必要な制度であり、各種世論調査でも約 7 割が導入を望んでいます。

与党の平成 25 年度税制改正大綱では「消費税 10% への引上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざす」とし、「本年 12 月予定の 2014 年度与党税制改正決定時までには、関係者の理解を得た上で、結論を得るものとする」と合意されています。よって、政府においては、下記の事項について、速やかに実施することを強く求めます。

記

1. 「軽減税率制度」の導入へ向けて、年内に結論を得るようその議論を加速し、軽減税率を適用する対象、品目、中小・小規模事業者等に対する事務負担の配慮などを含めた制度設計の基本方針について、鋭意検討を進め、その実現へ向けての環境整備を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 25 年 月 日



『ブラック企業』への厳正な対処を求める意見書

労働者、特に若者を使い捨てにするような劣悪な雇用管理を行う企業（いわゆる『ブラック企業』）が社会問題になっている。このブラック企業の多くに共通している特徴としては、法外な長時間・過密労働、低賃金雇用、パワーハラスメント等の人権侵害行為の横行、高い離職率などが挙げられる。そのような企業で働く労働者の中には、働き続けることはもとより、社会生活を営むこともできなくなるまで追い込まれるケースも起きている。

労働者を使い捨てにするような雇用は、一時的には企業の利益をもたらすことがあるとしても、長期的には社会負担を累増させることから、健全で持続可能な社会づくりにつながるものではない。

また、『ブラック企業』の存在・実態は、就職活動をする学生や就業・転職を目指す人たちの大きな関心事になっている。日本の未来を担う若者が、安心して継続的に就労できる仕組みをつくり、雇用の安定を基盤とした景気の回復・拡大を図るためにも、早期離職率が高い企業など、労働者の使い捨てが疑われる企業への監視・指導體制の強化や重大・悪質な法令違反がある場合の企業名の公表など、実効性のある対策の速やかな実施が求められている。

よって、国においては、『ブラック企業』に厳正に対処するよう以下の施策に取り組むことを強く求める。

- 1 労働行政における監視・指導體制の強化・拡充を図ること。
- 2 労働基準法等違反企業に対する雇用管理の改善指導、状況に応じた企業名の公表など、厳格な対処措置を講ずること。
- 3 求人票への離職率の明記など、企業に対して採用情報の公開・透明化を促すこと。
- 4 雇用問題の相談窓口の設置・拡充など、若者への就労支援体制を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月18日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

千葉県流山市議会



難病患者の医療費負担の増額に反対する意見書

厚労省の今回の見直し案は、いまの難病対策が始まった1972年以降、初の大幅改変である。これまで根拠となる法律がなかった難病対策を法律で位置づけるものである。医療費助成の対象の難病を56から約300に拡大するとともに、自己負担を3割から2割に引き下げるなどとしている。

重大なのは、月々の医療費の上限額引き上げることや、現在負担ゼロの重症者にも所得に応じて負担させること、さらに、「軽症者」を助成対象から除外するなど、見過ごせない内容が盛り込まれている。

難病患者の負担は医療費だけではない。家族の付き添い費用や、遠くの専門病院に通う交通費などさまざまな出費がかさむ。激痛や慢性的なだるさなどで仕事を続けられなくなり、家族に経済的に依存しながら、いまでもギリギリの暮らしを維持している人も多数いる。「せめて医療費だけでも負担を軽くしてほしい」というのが患者と家族の痛切な願いである。厚労省の見直し案は、この願いに真っ向から逆らうものである。

難病は、誰もがいつ突然発症してもおかしくない病気である。発症から一生付き合っていくことも必要な困難な病気を抱えても、絶望することなく、尊厳をもって患者が暮らせる社会をつくるのが政府の役割である。今年1月に厚労省の委員会がまとめた提言でも難病患者を社会で支える理念を掲げている。見直し案はその理念にさえ反している。

よって、国においては、治りにくく闘病生活が長く続く難病に苦しんでいる人たちを追い詰める医療費助成の見直しは中止するよう強く要望する。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月18日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

千葉県流山市議会

特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書

現在、臨時国会で審議されている「特定秘密の保護に関する法律案」では、「特定秘密」について、「防衛」「外交」「外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止」「テロ活動防止」の4分野の中で、国の存立にとって重要な情報を対象としているが、その範囲が明確でなく広範にすぎるとの指摘がある。

事実、日本弁護士連合会、日本ペンクラブなど多くの団体が、憲法に謳われている基本的人権を侵害する可能性があるとして、同法案の制定に対して反対の立場を明確にしている。また、慎重な審議を求める声は、どの世論調査でも7割～8割に達している。

3.11東日本大震災において放射能汚染という重大な影響を流山市にもたらした原子力発電所事故に関しても、原発の安全性に関わる問題や住民の安全に関する情報が、核施設に対するテロ活動防止の観点から「特定秘密」に指定される可能性がある。

記憶に新しいが、放射性物質の拡散予測システムSPEEDIの情報が適切に公開されなかったため、福島県浪江町の一部町民がより放射線量の高い地域に避難したことが事後に明らかになるケースがあった。このような国民の生命と財産を守る為に有益な情報が、公共の安全と秩序維持の目的のために「特定秘密」の対象に指定される可能性は極めて高い。

今、重要なのは徹底した情報公開を推進することであり、刑罰による秘密保護と情報統制ではない。「特定秘密」の対象が広がることによって、主権者たる国民の知る権利を担保する内部告発や取材活動を委縮させる可能性を内包している本法案は、情報隠ぺいを助長し、ファシズムにつながるおそれがある。もし制定されれば、民主主義を根底から覆す瑕疵ある議決となることは明白である。

よって、国においては、特定秘密保護法案に対し、慎重な対応をするよう強く要望する。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月18日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

千葉県流山市議会

寡婦控除を全てのひとり親家庭まで拡大することを求める意見書

寡婦（寡夫）控除は、配偶者と死別または離婚して、子どもを養育するひとり親家庭に適用される国の税制優遇制度であるが、婚姻歴のない子どもを養育するひとり親家庭には適用されていない。そのため、婚姻歴のないひとり親家庭は、所得税、住民税、公営住宅入居資格及びその使用料、保育料などの算定のための基準とされる課税所得が、婚姻歴のあるひとり親家庭と比較して高く設定されてしまうことになる。よって婚姻歴のないひとり親家庭は、所得水準の低い傾向にあるひとり親世帯の中でも、さらに大きな不利益を受けているのが実態である。そのため、全国では新潟市、千葉市など1県11市でみなし優遇税制適用の運用がはじまっている。

今年9月4日、嫡子と非嫡子の相続上の権利の差別が法のもとの平等に反するという最高裁判決が出されたことを鑑みても、自治体の財政力などで対応が違ってくることが社会的な公平性にとって好ましくなく、実際に不合理な扱いを受けながら子育てをしているひとり親家庭にとって、容認しがたい経済的な不利益といえる。同じひとり親家庭でありながら、婚姻歴の有無により負担に差異が生ずるべきでなく、子どもの生育環境に影響を及ぼすことがないよう制度の確立が望まれる。

よって政府等に対し、税法上の寡婦（寡夫）控除に関する規定について、全てのひとり親に適用するよう法律改正することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年 月 日

衆議院議長
参議院議長

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

財務大臣

流 山 市 議 会

『原発ゼロ』をただちに求める意見書

福島第一原子力発電所の事故は、事故後 2 年半が過ぎても、いまだ収束せず、放射能被害は福島県だけにとどまらず、本市も含め多くの国民、多くの地域に甚大な影響を与え続けている。

そんな中、原発ゼロを求める国民的運動は、首相官邸前や国会前、全国の電力会社前でのアピール行動など継続され、全国で拡大している。また小泉元首相の原発ゼロ発言は、党派や思想信条を超え、大きなうねりを加速させている。朝日新聞社が実施した全国定例世論調査（電話）では、「小泉純一郎元首相が政府や自民党に対し「原発ゼロ」を主張していることについて、この主張を「支持する」は 60%にのぼり、「支持しない」の 25%を上回った。安倍内閣支持層や自民支持層でも、それぞれ 58%が小泉氏の主張を「支持する」と答えた」と報道されている。

原発が稼働すれば、増え続ける『核のゴミ』の長期的処理方法が具体化されていないこと、また、世界有数の地震及び津波国といえる日本において原発との共存はあり得ない。よって、政府にたいし、『原発ゼロ』をただちに宣言し、代替エネルギー開発への抜本的強化、自然エネルギーの普及・拡大に力を注ぐことを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

内閣総理大臣

2013 年 12 月
千葉県流山市議会